



MSIG

三井住友海上

# 普通傷害保険 家族傷害保険



- 次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約」と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となりますのでご注意ください。
  - ① 始期日時時点で被保険者\*が満15才未満の場合
  - ② 契約者と被保険者\* (満15才以上) が異なる場合で、その被保険者の同意 (署名・押印) が当社所定の書面にないとき
    - \* 家族傷害保険の場合、「被保険者ご本人 (生計維持者)」と読み替えます。
- 家族傷害保険の場合、ご本人以外の方 (本人の配偶者および親族) についてご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約」と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となります。詳細は3、4ページの最下段をご覧ください。

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

#### 【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報 (センシティブ情報) の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先 (保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先、(社)日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。詳細については、三井住友海上ホームページ (<http://www.ms-ins.com>) をご覧ください。

# 普通傷害保険・家族傷害保険の特長

- ご家庭での事故はもちろん、仕事中やスポーツ、レジャー中のさまざまな事故によるケガも補償!
- 本人型は「普通傷害保険」、家族型は「家族傷害保険」でのお引き受けとなります。
- 入院と通院は、1日目から補償します。
- ケガの補償は、健康保険、生命保険、政府労災など他の保険や、第三者から受ける損害賠償金などとは関係なく保険金をお支払いします。

※「治療諸費用保険金」を除きます。

## 被保険者(補償の対象者)の範囲について

### (1) 賠償責任補償以外について

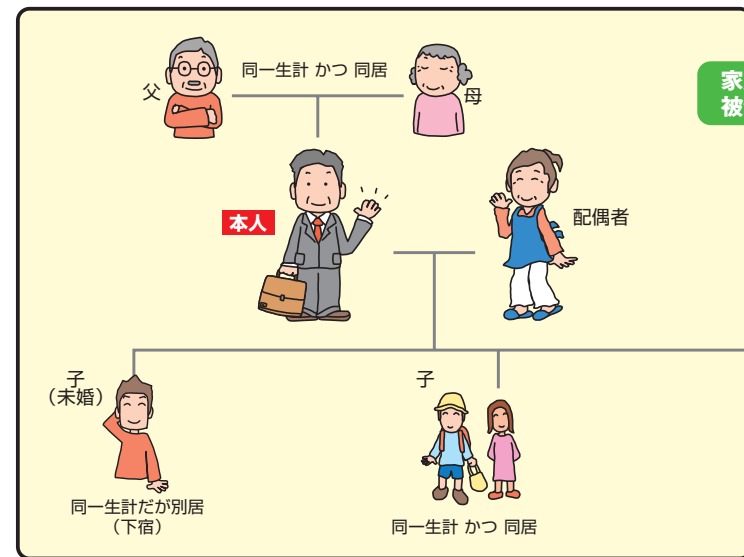
- 普通傷害保険:記名した方1名が被保険者となります。
- 家族傷害保険:「被保険者本人」として記名した方に加え、保険金支払事由発生時において以下に該当する方が自動的に被保険者となります。

- a) 被保険者本人の配偶者    b) 被保険者本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族(注)  
c) 被保険者本人またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

### ★家族傷害保険の「被保険者本人」の指定について

家族傷害保険の場合は、家庭の生計を維持している方(生計維持者)を「本人」としてご契約ください。生計維持者でない方が本人のときは傷害保険金が削減されることがあります。

#### 【家族傷害保険における被保険者】



家族傷害保険の被保険者の範囲

補償対象外

### (2) 賠償責任補償について

普通傷害保険、家族傷害保険ともに保険金支払事由発生時において以下に該当する方が自動的に被保険者となります。

- a) 被保険者本人    b) 被保険者本人の配偶者  
c) 被保険者本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族(注)  
d) 被保険者本人またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

(注)「親族」とは、本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。

## ご契約にあたってのご注意

- ★被保険者(補償の対象者)のご年齢によりお引き受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- ★このパンフレットは普通傷害保険・家族傷害保険のあらましです。詳細は保険の種類に応じた普通保険約款・特約条項でご確認ください。なお、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

## ご契約時にご注意いただきたいこと

- 告知義務—申込書の記入上の注意事項
  - ご契約者および被保険者には、ご契約時に当社に重要な事項についてお申し出いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります)。申込書に記載された内容が事実と相違する場合や該当項目に記入がない場合には、保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。特に被保険者の「生年月日」、「性別」、「ご職業」、「他の保険契約」など申込書の※印がついている項目については十分ご注意ください。
  - 被保険者が以下の項目に該当する場合には、申込書の「他の保険契約」欄、「保険金請求履歴」欄にその内容を必ずご記入ください。
    - 同種の危険を補償する他の保険契約(積立保険を含む、傷害保険・傷害疾病保険・所得補償保険 など)をご契約されている場合
    - 同種の危険を補償する他の保険契約で、過去3年以内に5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合
  - 死亡保険金は原則として被保険者の法定相続人にお支払いします。なお、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合には、必ず被保険者の同意を確認するための署名・捺印などが必要となります。同意のないままにご契約をされた場合には保険契約が無効となります。
- 補償の開始時期
 始期日の午後4時(申込書またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料は、特定の特約条項(初回保険料の口座振替に関する特約条項など)をセットした場合を除いて、ご契約と同時に支払ってください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または当社が保険料を領収する前に生じた保険金支払事由に対しては保険金をお支払いしません。
- 保険料領収証および保険証券について
 保険料をお支払いいただきますと、当社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください(初回保険料を口座振替でお支払いいただく場合などを除きます)。また、ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。
- お客さまのご契約内容が登録されることがあります。
 損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実にされるよう、これらの保険金のある保険契約について、(社)日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、当社は幹事保険会社として他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- この保険契約に「自動継続特約」がセットされた場合には、申込書に記載された継続年令まで、毎年、前年契約と同内容で自動的に継続されます。(継続年令は、満60才までの任意の年令をご指定いただきます。特にご指定がない場合には、満60才までとさせていただきます。)お客さまより継続内容の変更や継続の中止をご希望される場合には、ご契約の満期日の前月の10日までに取扱代理店または当社までご連絡ください。
  - ・保険料率の改定が実施された場合、継続契約の保険料率が変更となります。改定日以降の継続契約から改定後の保険料率が適用されますのであらかじめご了承ください。
  - ・「死亡保険金をお支払いした場合」、「保険金のご請求があった場合」など
  - ・当社より継続を中止させていただく場合には、ご契約の満期日の前月の10日までにご連絡いたします。
- この保険契約に「企業等の災害補償規定等特約」がセットされた場合には、下記①から③の書類が提出された場合、提出された書類で証明された額(提出書類が①の場合は、災害補償規定等に規定された遺族補償額)を限度に、死亡保険金受取人(企業等)に死亡保険金をお支払いします。ただし、災害補償規定等に対して、保険金を支払う他の保険契約があり、同一の事故に対して既に保険金が支払われているときは、他の保険契約によって支払われた金額を控除した残額を限度とします。
  - ①災害補償規定等の受給者が保険金の請求内容について了知していることを証する書類
  - ②災害補償規定等の受給者が企業等から金銭を受領したことを証する書類
  - ③企業等が災害補償規定等の受給者に金銭を支払ったことを証する書類
 また、上記①から③の書類が提出できない場合には、災害補償規定等に規定された遺族補償額を限度に、被保険者の法定相続人に死亡保険金をお支払いします。ただし、災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約があり、同一の事故に対して既に保険金が支払われているときは、他の保険契約によって支払われた金額を控除した残額を限度とします。お支払いする死亡保険金の額が死亡・後遺障害保険金額を下回る場合は、その差額に対する保険料を返還します。
- この保険契約に「長期保険特約」がセットされた場合には、お支払いする死亡保険金と後遺障害保険金の合計額は、各保険年度(初年度は、保険期間初日から1年間、次年度以降は、保険期間初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある場合は、初年度は、保険期間初日からその端日数期間、第2年度は、初年度末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。)ごとに死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
- 個人情報の取扱いについて
 本パンフレットの表紙または申込書裏面の「個人情報の取扱いについて」をご覧ください。

## ご契約後にご注意いただきたいこと

- 通知義務等
 ご契約内容が変更となる場合には、事前に取扱代理店または当社へご通知ください。特に次に掲げる変更についてご通知がない場合、変更後に生じた保険金支払事由については保険金をお支払いできないことや契約が解除されることがありますのでご注意ください。
  - ①職業・職務の変更
  - 同種の危険を補償する他の保険契約(積立保険を含む、傷害保険・傷害疾病保険・所得補償保険 など)をご契約する場合
  - ③生計維持者の変更(家族傷害保険の場合のみ)
 なお、上記の他、ご契約者の住所などを変更する場合も、ご通知いただく必要があります。ご通知いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。
- 保険料の払込猶予期間等の取扱い
 (1)保険料を分割してお支払いいただく場合、第2回目以降の払込保険料は、払込期日までにお支払いください。払込猶予期間(払込期日の属する月の翌月末日)までに払込保険料の入金がない場合には、その払込期日後に生じた保険金支払事由については保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
 (2)分割払の場合で、保険金支払事由が発生したときには、未払込みの払込保険料を請求させていただくことがあります。
 (3)初回保険料を口座振替でお支払いいただく場合、保険料は保険期間の開始する月に振り替えられますので、振替日の前日までに、ご指定の口座に必要な残高をご用意ください。万一、保険料の振替ができない場合には、保険金をお支払いしないことがあります。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による治療の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いをさせていただきます。また、針・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた治療のみ、お支払いの対象となります。
- その他ご契約後にご注意いただきたいこと
 (1)お届けする保険証券は内容をご確認の上、大切に保管してください。
 (2)次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
  - ◎著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合
  - ◎被保険者のご年齢が満70才以上の場合

## その他ご注意いただきたいこと

- 保険金をお支払いする場合に該当したときの手続き
 (1)ただちに取扱代理店または当社までご連絡ください。
 保険金支払事由に該当した場合には、ただちに取扱代理店または当社までご連絡ください。保険金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金支払事由に該当した日から30日以内にご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。
 (2)賠償責任保険金の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に当社へご相談ください。なお、あらかじめ当社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
 (3)被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、約款に定める書類のうち当社が求めるものをご提出いただきます。また、当社は約款に定める書類以外の書類を求めることがあります。
 (4)事故により高度障害状態となり意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、当社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者等(以下「代理請求人」といいます。詳細は下記の(注)をご覧ください。)が、保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。
 (注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者」
 ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
 「被保険者と同居または生計を共にする3親等以内の親族」
 ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
 「上記①以外の配偶者」または「上記②以外の3親等以内の親族」
 (5)保険金請求権については時効(2年)がありますのでご注意ください。
- ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)
 この保険契約は、お申込みをいただいた日から8日以内であれば、お申込みの撤回ができる場合があります。詳細については、申込書の裏面またはご説明書類をご参照ください。
- 保険会社破綻時等の取扱い
 (経営破綻した場合等のご契約者の保護について)(平成20年9月現在)
 ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一時的に凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
  - ①保険期間が1年以内の場合
 保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
  - ②保険期間が1年を超える場合
 保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。なお、破綻前の事故による保険金は100%補償されます。

# 普通傷害保険・家族傷害保険はこんなときにお役に立ちます!!

## 基本補償



### ケガによる死亡

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の日からその日を含めて180日以内に被保険者の方が死亡された場合を補償します。

### ケガによる後遺障害

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の日からその日を含めて180日以内に被保険者の方に後遺障害が生じた場合を補償します。



### ケガによる入院

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のため病院・診療所に入院された場合を補償します。

### ケガによる手術

入院保険金をお支払いする場合で、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けられた場合を補償します。



### ケガによる通院

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のため病院・診療所に通院された場合を補償します。  
※90日分が通院保険金のお支払い限度となります。

保険料はご本人の職業によって異なります。

#### 職種級別A

事務系会社員、小・中学校の教員、医師、弁護士、公認会計士、税理士、理容師、美容師、調理人、販売員など、下記および特別危険料率適用職種\*以外の職種の方

#### 職種級別B

農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員  
木・竹・草・つる製品製造作業員、自動車運転者、建設作業員  
※「特別危険料率適用職種」とは、オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士をいいます。

## プラス

※平成20年9月時点においては、すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約条項」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争・暴動等」については、テロ行為(政治的、社会的もしくは、宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが当該主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。)はお支払いの対象となります。ただし、危険が著しく増加したと当社が認めた場合は、48時間以前の予告により、追加保険料を請求するまたはこの特約を解除することがあります。追加保険料を請求する場合、お支払いいただけなかったときは、追加保険料領収前に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

## オプション

ご希望により補償の追加・限定などをする場合にセットします。

**普** 普通傷害保険にセットできます。 **家** 家族傷害保険にセットできます。

(注意) オプションのみでのご契約はできません。基本補償項目を限定する場合の取扱いや、同時にセットできる特約の組み合わせなどについては取扱代理店または当社にご確認ください。

(1) 補償に関するオプション	<b>普 家</b>	<b>【賠償責任危険担保特約】</b> 日本国内において生じた偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊した結果、法律上の損害賠償責任を負われた場合を補償します。	<b>普</b>	<b>【治療諸費用保険金支払特約】</b> 急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、医師の治療を受けた場合の自己負担すべき金額を補償します。ただし、治療開始日からその日を含めて365日以内に負担した費用に限り、※被保険者1名の契約にはセットできませんのでご注意ください。※高齢者の医療の確保に関する法律に規定する「後期高齢者医療の被保険者」の方は被保険者となれません。
	<b>普 家</b>	<b>【後遺障害保険金の追加支払に関する特約】</b> 事故により後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故の日からその日を含めて180日を経過し、かつ、生存されているときに、保険金を追加してお支払いします。	<b>普</b>	<b>【第三者加害行為等による傷害倍額支払特約】</b> 第三者の故意による加害行為または事故の日から60日経過後も加害者を特定できないひき逃げ事故によるケガについては死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金のうちお支払いすべき保険金について2倍の額をお支払いします。
	<b>普 家</b>	<b>【天災危険担保特約】</b> 地震、噴火またはこれらを原因とする津波による事故の場合も傷害保険金をお支払いします。	<b>普 家</b>	<b>【就業中の危険不担保特約】</b> 傷害保険金は、就業中の事故は保険金お支払いの対象外となります。通常の通勤通学上はお支払いの対象となります。 ※主婦や学生などお仕事をもちでない方は選択いただけませんのでご注意ください。※家族傷害保険では、「被保険者本人」のみに適用されます。
	<b>普 家</b>	<b>【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約】</b> <b>【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約】</b> 特定感染症(注1)を発病した場合を補償します。(注2)	<b>普</b>	<b>【就業中のみの危険担保特約】</b> 傷害保険金は、就業中の事故のみが保険金お支払いの対象となります。通常の通勤通学上もお支払いの対象となります。 ※主婦や学生などお仕事をもちでない方は選択いただけませんのでご注意ください。個人事業主・会社役員の方は別途ご相談ください。
	<b>普 家</b>	<b>【臨時費用担保特約】</b> 日本国内において第三者の行為によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、保険金をお支払いします。※被保険者1名の契約にはセットできませんのでご注意ください。	<b>普</b>	<b>【遭難捜索費用担保特約】</b> 日本国内での山岳登山の行程中に被保険者が遭難した場合、被保険者の捜索・救出・移送に要した費用を補償します。

(注1)「特定感染症」とは、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、南米出血熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限ります。)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザAウイルスで血清型がH5N1であるものに限ります。)、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157)、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフスをいいます。(平成20年9月現在) (注2) 保険始期からその日を含めて10日以内の特定感染症発病は補償対象外となります。

(2) 補償の期間を変更するオプション	<b>普</b>	<b>【入院保険金および手術保険金支払日数延長特約(365日用)/(730日用)】</b> 入院保険金をお支払いする日数の限度および手術保険金をお支払いする事故の日からの期間が、365日または730日に延長されます。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に限ります。 ※被保険者1名の契約にはセットできませんのでご注意ください。	<b>普</b>	<b>【入院保険金、手術保険金および通院保険金支払条件変更特約(フランチャイズ用)】</b> 事故の日から起算して保険証券記載の日数が満了する日以降においてなお、保険金の支払いを受けるべき状態にあるにかぎり、入院保険金、手術保険金または通院保険金のうちお支払いすべき保険金をお支払いします。
	<b>普 家</b>	<b>【入院保険金の7日間2倍支払特約】</b> 入院のはじめの7日間は、基本補償の入院保険金の2倍の額をお支払いします。	<b>普</b>	<b>【入院保険金、手術保険金および通院保険金支払条件変更特約(エクセス用)】</b> 事故の日から起算して保険証券記載の日数を超過するまでの期間に対しては、入院保険金、手術保険金および通院保険金をお支払いしません。ただし、その日数を超過後に入院保険金の支払事由に該当した場合は、その日数を超過するまでの期間中に受けた手術に対して手術保険金をお支払いします。
	<b>普 家</b>	<b>【入院保険金および通院保険金の7日間2倍支払特約】</b> 入院または通院のはじめの7日間は、基本補償の入院保険金または通院保険金の2倍の額をお支払いします。ただし、1回の事故で入院、通院の両方がある場合には、合計で7日までが2倍支払いの対象となります。	<b>家</b>	<b>【通院保険金支払条件変更特約(エクセス7日、14日用)】</b> 事故の日からその日を含めて保険証券記載の日数を超過するまでの期間に対しては、通院保険金をお支払いしません。

(3) 被保険者の範囲を変更するオプション	<b>家</b>	<b>【夫婦特約】</b> 家族傷害保険の傷害部分*の被保険者を、「被保険者本人とその配偶者」に限定する特約です。 ※賠償責任危険担保特約の被保険者の範囲は変更されません。	<b>家</b>	<b>【配偶者不担保特約】</b> 家族傷害保険の傷害部分*の被保険者を、「被保険者本人」と「被保険者本人と生計を共にする同居の親族および別居の未婚の子」に限定する特約です。 ※賠償責任危険担保特約の被保険者の範囲は変更されません。
-----------------------	----------	--	----------	--

(4) その他のオプション	<b>保険料分割払特約(一般用)</b>	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して支払うことができます。第1回目の分割保険料は保険契約の締結と同時に支払ってください。保険期間が始まった後でも、第1回分割保険料のお支払いがない場合は保険金をお支払いしません。第2回目以降の分割保険料については払込期日をお守りください。払込猶予期間(所定の保険料払込期日の属する月の翌末日)までに分割保険料の入金があった場合には、その払込期日後に生じた保険金支払事由については保険金をお支払いしませんのでご注意ください。	<b>自動継続特約</b>	お客さままたは当社から特約の申し出がない場合、予定継続期間満了まで自動的に同一内容での契約更新をすることができます。なお、予定継続期間の設定等については取扱代理店または当社にご確認ください。	<b>企業等の災害補償規定等特約</b>	法人等が契約者となり、その法人等が定めている「災害補償規定」等によって死亡保険金受取人を指定する契約にセットする特約です。死亡保険金受取人の指定方法については、取扱代理店または当社にご確認ください。
	<b>初回保険料の口座振替に関する特約</b>	初回保険料(年間保険料または第1回分割保険料)を口座振替でお支払いいただくことができます。セットするには一定の条件を満たすことが必要ですので取扱代理店または当社にご確認ください。	<b>長期保険特約</b>	保険期間が1年を超える契約をする場合にセットする特約です。なお、3年がお引き受けの限度となりますので、ご注意ください。	<b>訴訟の提起に関する特約</b>	訴訟の当事者となる保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、日本国外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する者である場合または日本国外に主たる事務所を有する法人もしくは団体である場合には、日本国外の裁判所に訴訟を提起することができます。
	<b>クレジットカードによる保険料支払に関する特約</b>	当社の指定するクレジットカードにより保険料をお支払いいただくことができます。なお、セットできる契約の条件については、取扱代理店または当社にご確認ください。	<b>法人契約特約</b>	後遺障害保険金(後遺障害保険金の追加支払いを含む)、入院保険金、手術保険金、通院保険金についても死亡保険金受取人にお支払いします。死亡保険金受取人の指定方法および被保険者に支払う旨が規定されている他の保険金の受取人も死亡保険金受取人に指定する場合の取扱いについては、取扱代理店または当社にご確認ください。	<b>共同保険に関する特約</b>	1契約を複数の保険会社が共同でお引き受けする場合にセットする特約です。お取扱いの詳細については、取扱代理店または当社にご確認ください。

**⚠️ ご注意**

- 次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約」\*1と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となりますのでご注意ください。
  - ① 始期日時点で被保険者\*2が満15才未満の場合
  - ② 契約者と被保険者\*2(満15才以上)が異なる場合で、その被保険者の同意(署名・押印)が当社所定の書面にないとき
- 家族傷害保険の場合、ご本人以外の方(本人の配偶者および親族)についてご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約」\*1と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となります。
- 「同種の危険を補償する他の保険契約」\*1がある場合は、申込書の「他の保険契約」欄に必ずご記入ください。
- ※1 「同種の危険を補償する他の保険契約」とは、積立保険を含む、傷害保険・傷害疾病保険・所得補償保険などをいいます。
- ※2 家族傷害保険の場合、「被保険者ご本人(生計維持者)」と読み替えます。

# 普通傷害保険・家族傷害保険の保険金の種類と内容

※を付した用語については、6ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。

保険金		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
基本補償	死亡保険金	事故によるケガ※のため事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(指定のない場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	<b>〈共通〉</b> ●被保険者または保険金を受け取る方の故意によるケガ(普通傷害保険については、保険契約者の故意によるケガも保険金の支払対象となりません。) ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●無資格運転、酒酔い運転(アルコールの影響によって正常な運転ができないおそれがある状態での運転をいいます。) ●または麻薬等を使用して運転している間のケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ●妊娠・出産・流産、外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、「当社が保険金を支払うべきケガ」を治療する場合を除きます。) ●地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●戦争・暴動等によるケガ(テロ行為によって生じたケガに関しては、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約条項により、保険金の支払対象にしています。) ●核燃料物質等の放射性、爆発性等による事故または放射能汚染によるケガ ●原因のいかんを問わず、頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)・腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付ける医学的他覚所見のないもの ●自動車、オートバイ、モーターボート等によるレース中(レースに準ずるものおよび練習中を含みます。) ●のケガ ●山岳登山(ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング・フリークライミングをいいます。)、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、グライダー・飛行船を除く航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます。)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーンなどのパラシュート型超軽量動力機を除きます。) ●搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動を行っている間のケガ(普通傷害保険であらかじめ所定の割増保険料をお支払いいただいた場合を除きます。) ●など ※細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 <b>〈家族傷害保険には以下が追加されます〉</b> ●オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート(水上オートバイを含みます。) ●競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間のケガ など
	後遺障害保険金	事故によるケガ※のため事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が生じた場合	後遺障害※の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～3%をお支払いします。 被保険者が事故の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の日からその日を含めて181日目における医師(被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。)の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。	
	入院保険金	事故によるケガ※の治療のため病院または診療所へ入院(入院に準ずる状態※を含みます。) され、平常の生活またはお仕事ができない場合	[入院保険金日額]×[入院日数]をお支払いします。 (注)事故の日からその日を含めて180日以内の入院がお支払いの限度となります。	
	手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、そのケガ※の治療のために、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の手術※を受けられたとき	[入院保険金日額]×[手術の種類に応じてそれぞれ定められた倍率(10倍、20倍、40倍)]をお支払いします。 (注)1回の事故につき、1回の手術に限りです。また、同時に2以上の手術を受けた場合はそのうち最も高い倍率となります。	
	通院保険金	事故によるケガ※のため ①平常の生活またはお仕事に支障が生じ、通院※された場合 ②骨折等のケガ※を被った部位を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じたとき当社が認めた場合	左記①の場合、[通院保険金日額]×[通院日数]をお支払いします。 左記②の場合、[通院保険金日額]×[左記②の状態に該当した日数]をお支払いします。 (注1)事故の日からその日を含めて180日以内の通院で、90日がお支払いの限度となります。 (注2)平常の生活またはお仕事に支障がない程度になおった時以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。 (注3)入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	後遺障害保険金の追加支払い	後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故の日からその日を含めて180日を経過し、かつ生存されているとき	お支払いした後遺障害保険金と同額をお支払いします。	
補償に関するオプション	特定感染症による後遺障害保険金	特定感染症※発病のため発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が生じた場合	後遺障害※の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～3%をお支払いします。 被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師(被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。)の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。	
	特定感染症による後遺障害保険金の追加支払い	後遺障害保険金をお支払いした場合で、特定感染症※発病の日からその日を含めて180日を経過し、かつ生存されているとき	お支払いした後遺障害保険金と同額をお支払いします。	
	特定感染症による入院保険金	特定感染症※を発病し、その治療のため病院または診療所へ入院(入院に準ずる状態※を含みます。) された場合	[入院保険金日額]×[入院日数]をお支払いします。 (注)発病の日からその日を含めて180日以内の入院がお支払いの限度となります。	
	特定感染症による通院保険金	特定感染症※発病のため通院※された場合	[通院保険金日額]×[通院日数]をお支払いします。 (注1)発病の日からその日を含めて180日以内の通院で、90日がお支払いの限度となります。 (注2)入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
特定感染症による葬祭費用保険金	特定感染症※発病のため発病の日からその日を含めて180日以内に死亡されたことにより、保険契約者または被保険者の親族が葬祭費用を負担された場合	300万円を限度として、負担された葬祭費用を、その費用の負担者にお支払いします。		

※を付した用語については、下記「※印の用語のご説明」をご覧ください。

保険金		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合	
補償に関するオプション	賠償責任保険金	日本国内において生じた次の偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、他人の財物に損害を与えた等により、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ①被保険者本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	被害者に対する損害賠償金、訴訟費用等をお支払いします。 (注1)損害賠償金は、1回の事故につき、賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、事前に当社の承認を必要とします。	●保険契約者または被保険者の故意、被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打による損害賠償責任 ●地震・噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●戦争・暴動等による損害 ●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり、預かったりした物に対する損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ●自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用・管理に起因する損害賠償責任 ●核燃料物質等の放射性、爆発性等による事故 など	
	治療諸費用保険金	(注)高齢者の医療の確保に関する法律に規定する「後期高齢者医療の被保険者」の方は被保険者となれません。 ※被保険者1名の契約にはセットできませんのでご注意ください。	事故によるケガ※のため医師の治療を要した場合で、そのケガ※の治療のため次の①～③いずれかの費用を負担されたとき ①公的医療保険制度※に規定する一部負担金一部負担金に相当する費用、食事療養標準負担額※および生活療養標準負担額※のうち食費相当として負担する額 ②医師の承認を得て使用されたベッドまたは病室の使用料(いわゆる「差額ベッド代」) ③治療施設または機関を利用するために要した合理的な交通費。なお、被保険者のためにその家族が負担した交通費を含みます。 など	被保険者が負担した、または負担すべき費用で、かつ、当社が妥当と認めた金額をお支払いします。 (注1)治療を開始した日からその日を含めて365日以内に要した費用に限りです。 (注2)同一の事故に基づく傷害ごとに治療諸費用保険金額がお支払いの限度となります。 (注3)次のいずれかの給付等がある場合は実際にかかった費用から差し引きます。 ・加入または請求のいかんを問わず、公的医療保険制度※または労働者災害補償制度※で負担されるべき費用 ・加害者等から受け取る賠償金 など	
	臨時費用保険金	※被保険者1名の契約にはセットできませんのでご注意ください。	日本国内において第三者の行為によるケガ※のため、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	60万円を臨時費用保険金として死亡保険金受取人(指定のないときは被保険者の法定相続人)にお支払いします。	●死亡保険金が支払われない場合 ●被保険者(補償の対象者)と生計を共にする同居の親族の行為によって生じたケガ ●日本国外における事故 など
	遭難捜索費用保険金		日本国内での山岳登山の行程中に被保険者が次のいずれかに該当し、捜索・救出・移送のための費用を被保険者が負担した場合 ①被保険者が遭難した場合 ②被保険者の遭難が明らかでない場合には、下山予定期日後48時間を経過しても下山せず、保険契約者または被保険者の親族が、被保険者の捜索を次の機関に依頼した場合 ・警察、消防団その他の公的機関 ・被保険者の所属する山岳会 またはその他の山岳会 ・有料遭難救助隊	被保険者の捜索・救出・移送に要した費用のうち、捜索活動従事者からの請求に基づき被保険者が負担した費用で、かつ、当社が妥当と認めた金額をお支払いします。 (注1)保険期間を通じ、遭難捜索費用保険金額がお支払いの限度となります。 (注2)被保険者が死亡して発見されたとき、または、費用の支払い前に死亡したときは、被保険者の法定相続人のうちの費用を負担した方に保険金をお支払いします。また、被保険者に法定相続人がいない場合は、費用を負担した方に保険金をお支払いします。 ※ご契約いただく場合には、傷害保険金部分について所定の割増保険料をお支払いいただくことが必要です。	

## ※印の用語のご説明

- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。なお、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、ケガには含まれません。「急激」とは「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「後遺障害」とは、身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害がなおった後のものをいいます。
- 「入院に準ずる状態」とは、両眼の矯正視力が0.06以下になっている場合、両耳の聴力または咀嚼・言語機能を失っている場合など約款記載の状態に該当し、かつ、医師の治療を受けた状態をいいます。
- 「所定の手術」とは、病院または診療所で受けた手術で、かつ、約款に手術名が列挙されている手術をいいます。補償の対象となる具体的な手術名は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 「通院」とは、医師による治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、医師の治療を受けることをいいます。また、往診を含みます。
- 「特定感染症」とは、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、南米出血熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限り)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザAウイルスで血清型がH5N1であるものに限り)、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157)、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフスをいいます。(平成20年9月現在)
- 「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法および船員保険法のいずれかに基づく医療保険制度をいいます。
- 「食事療養標準負担額」とは、公的医療保険制度を定める法令の規定により、入院時の食事療養費において被保険者が負担すべき金額をいいます。
- 「生活療養標準負担額」とは、公的医療保険制度を定める法令の規定により、入院時の生活療養費において被保険者が負担すべき金額をいいます。
- 「労働者災害補償制度」とは、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法、裁判官の災害補償に関する法律、地方公務員災害補償法、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律のいずれかに基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。

# 契約概要のご説明（普通傷害保険・家族傷害保険）

- ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださるようお願いいたします。
- ご契約者と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は保険の種類に応じた普通保険約款・特約条項でご確認ください。また、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって取扱代理店にお申し込みいただいで有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

## 1.商品の仕組みおよび引受条件等

### (1)商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が偶然な事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。被保険者の範囲や、保険金が支払われる事故の種類、お支払いする保険金の内容・種類等によって商品をお選びいただくことができます。詳細は3、4ページをご覧ください。

### (2)補償内容

「保険金をお支払いする場合（主な支払事由）と保険金のお支払額」および「保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）」については、5、6ページをご覧ください。詳細は普通保険約款・特約条項でご確認ください。なお、免責事由の詳細は普通保険約款・特約条項の「保険金をお支払いしない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

### (3)セットできる主な特約とその概要

この保険にセットできる特約をご用意しています。主なものは3、4ページをご覧ください。詳細は普通保険約款・特約条項でご確認ください。なお、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

### (4)保険期間（保険のご契約期間）

この保険の保険期間（保険のご契約期間）は、原則として1年です。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。なお、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

### (5)引受条件

ご契約いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。なお、実際にご契約いただくお客さまの保険金額につきましては、申込書の「保険金額」欄にてご確認ください。

- ①保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引き受けできない保険金額・ご契約条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ②入院保険金日額、通院保険金日額は、それぞれ他の保険金の保険金額との関係で上限が定められますのでご了承ください。
- ③次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約」※1と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となりますのでご注意ください。
  - ・始期日時時点で被保険者※2が満15才未満の場合
  - ・契約者と被保険者※2（満15才以上）が異なる場合で、その被保険者の同意（署名・押印）が当社所定の書面にないとき
- ④家族傷害保険の場合、ご本人以外の方（本人の配偶者および親族）についてご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約」※1と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となります。  
※1「同種の危険を補償する他の保険契約」とは、積立保険を含む、傷害保険・傷害疾病保険・所得補償保険などをいいます。  
※2家族傷害保険の場合、「被保険者ご本人（生計維持者）」と読み替えます。

## 2.保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容（お仕事中のケガにも保険金をお支払いする場合のみ）などにより決定されます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。なお、実際にご契約いただくお客さまの保険料は申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

## 3.保険料の払込方法

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払と、複数の回数に分けて払い込む分割払とがあります（保険期間が1年超の長期契約や1年未満の短期契約の場合は一時払に限りません）。分割払の場合には、分割回数により、保険料が割増となります。

払込方式	口座振替方式		直接集金方式	
払込回数	12回	12回	6回（注）	2回（注）
割増率	10%	10%	5%	3%

（注）個人契約など、ご契約形態によっては払込回数6回および2回はお取扱いができない場合があります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

また、当社の指定するクレジットカードによる払込方式などもあります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

## 4.満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はございません。

## 5.解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社までご連絡ください。解約の条件によっては、当社の定めるところにより解約返れい金のお支払い（保険料の返還）、または未払保険料を請求させていただくことがあります。また、解約返れい金があっても多くの場合、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

当社へのご相談・苦情・お問い合わせは

三井住友海上  
お客さまデスク

0120-632-277（無料）

平日 9:15～20:00 土日・祝日 9:15～17:00  
（年末・年始は休業させていただきます。）

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

（社）日本損害保険協会の  
「そんがいほけん相談室」

保険会社との間で問題を解決できない場合には、  
こちらにご相談いただくこともできます。  
また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

0120-107-808（無料）

携帯電話・PHSからは  
03-3255-1306（有料）をご利用ください。

平日 9:00～18:00  
（土日・祝日はお休みとさせていただきます。）

万一事故にあわれたら

24時間365日  
事故受付サービス

事故にあわれた場合は、取扱代理店または  
事故受付専用ダイヤルまでご連絡ください。

0120-258-189（無料）

事故は いち早く

当社について、もっとお知りになりたい時は！

三井住友海上のホームページ

<http://www.ms-ins.com>

※ご契約者さま向けサービス お客さま Web サービス もこちらから



三井住友海上火災保険株式会社

〒104-8252 東京都中央区新川12-27-2

お客さまデスク 0120-632-277（無料）  
受付時間 平日9:15～20:00 土日祝日9:15～17:00（年末・年始は休業させていただきます）  
ホームページアドレス <http://www.ms-ins.com>

●ご相談・お申込先



MSIG

三井住友海上

# 普通傷害保険・家族傷害保険

## ご契約セット一覧表

被保険者(補償の対象者)のご年齢によりお引き受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### ⚠️ご注意

- 次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約」※1と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となりますのでご注意ください。
  - ① 始期日時点で被保険者※2が満15才未満の場合
  - ② 契約者と被保険者※2(満15才以上)が異なる場合で、その被保険者の同意(署名・押印)が当社所定の書面にないとき
- 家族傷害保険の場合、ご本人以外の方(本人の配偶者および親族)についてご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約」※1と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となります。
- 「同種の危険を補償する他の保険契約」※1がある場合は、申込書の「他の保険契約」欄に必ずご記入ください。
  - ※1 「同種の危険を補償する他の保険契約」とは、積立保険を含む、傷害保険・傷害疾病保険・所得補償保険などをいいます。
  - ※2 家族傷害保険の場合、「被保険者ご本人(生計維持者)」と読み替えます。

### 【本人型】普通傷害保険

補償区分	セット名	1N	2N	3N	4N
	死亡・後遺障害保険金額	3,000万円	2,000万円	1,000万円	500万円
	入院保険金日額	12,000円	10,000円	5,000円	3,000円
	通院保険金日額	7,500円	6,000円	3,000円	2,000円
	賠償責任保険金額(オプション)	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円
年払保険料	職種級別Aの方	72,020円	52,680円	26,740円	15,490円
	職種級別Bの方	96,380円	70,420円	35,610円	20,510円
月払保険料	職種級別Aの方	6,610円	4,820円	2,450円	1,410円
	職種級別Bの方	8,830円	6,450円	3,260円	1,870円

(注1) 上記のセットには「後遺障害保険金の追加支払に関する特約」および「入院保険金の7日間2倍支払特約」がセットされています。

(注2) 上記のセットは主なものです。他のご契約内容をご希望の場合は、別途お問い合わせください。

### 【家族型】家族傷害保険

補償区分	セット名	3N	4N
本人 (生計維持者)	死亡・後遺障害保険金額	1,000万円	500万円
	入院保険金日額	5,000円	3,000円
	通院保険金日額	3,000円	2,000円
配偶者	死亡・後遺障害保険金額	800万円	300万円
	入院保険金日額	4,000円	2,000円
	通院保険金日額	2,400円	1,200円
親族 1名あたり	死亡・後遺障害保険金額	300万円	150万円
	入院保険金日額	2,000円	1,000円
	通院保険金日額	1,200円	600円
	賠償責任保険金額(オプション)	3,000万円	3,000万円
年払保険料	職種級別Aの方	59,200円	31,090円
	職種級別Bの方	68,070円	36,110円
月払保険料	職種級別Aの方	5,430円	2,830円
	職種級別Bの方	6,240円	3,290円

(注1) 上記のセットには「後遺障害保険金の追加支払に関する特約」および「入院保険金の7日間2倍支払特約」がセットされています。

(注2) 上記のセットは主なものです。他のご契約内容をご希望の場合は、別途お問い合わせください。

### 保険料について

被保険者本人の職業・職務によって保険料が異なります。職種級別については、次の分類をご覧ください。

なお、記載のないご職業の方は、取扱代理店または当社にお問い合わせください。

職種級別A 事務系会社員、小・中学校の教員、医師、弁護士、公認会計士、税理士、理容師、美容師、調理人、販売員など、「職種級別B」および「特別危険料率適用職種※」以外の職種の方

職種級別B 農林業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、木・竹・草・つる製品製造業者、自動車運転者、建設作業

※「特別危険料率適用職種」とは、オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます)、力士をいいます。「特別危険料率適用職種」に該当される方の保険料は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

### 家族型の「被保険者本人」について

家族傷害保険の被保険者本人は「生計維持者」であることが必要です。

「生計維持者」は、原則として、勤労性所得(給与所得、事業所得、退職所得、原稿料等の雑所得)を得ている方としてください。なお、勤労性所得を得ている方が複数いる場合には、保険期間中の勤労性所得が最も多く見込まれる方を「生計維持者」としてください。生計維持者でない方が被保険者本人となっている場合には、傷害保険金が削減されることがありますのでご了承ください。